

地域包括支援センターの 現状と課題

やすらぎミラージュ地域包括支援センター
医療・介護連携推進員 新山由利子

目次

- 1.地域包括支援センターの役割
 - 2.高齢者を支える地域包括支援センターのネットワークづくり
 - 3.医療と介護の相談窓口の現状
 - 4.地域包括支援センターのその他の役割
 - 5.地域包括支援センターの認知度
 - 6.本日の意見交換
- ①地域包括支援センターそのものの更なる周知が必要ではないか。
 - ②地域包括支援センターが地域のコーディネーター機能をさらに発揮するために、どのような環境を整える必要があるか。

1 地域包括支援センターの役割

高齢者のみなさまが 住みなれた地域で 安心して 自分らしく いきいきと 暮らしていくために

地域包括支援センターをご利用ください。

地域包括支援センターは、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、介護だけでなく、福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。高齢者本人はもちろん、ご家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して支援します。

総合相談支援業務

悩みや心配ごとを解決するために

高齢者の暮らしや介護に関するさまざまな問題を解決するための相談窓口です。

- どこに相談したらいいのかわからない…
- 将来、何かあったらと思うと不安…
- サービス事業者に不満があるけど… など



主任ケアマネジャー

保健師・看護師

社会福祉士

権利擁護業務

安心していきいきと暮らしていくために

お金や財産管理、虐待の不安など高齢者のみなさまの権利を守ります。

- 将来の財産管理が不安
- 虐待にあっているのでは？
- 悪質な訪問販売の被害にあった など



医療・介護連携推進員
認知症地域支援推進員

介護予防ケアマネジメント業務

元気で自立した生活をおくるために

介護が必要な状態にならないように、「健康づくり」「介護予防」を支援します。

- 今の健康を維持したい など

ケアマネジャー

訪問支援員

医療と介護の相談窓口

在宅療養や認知症に関する相談支援業務

自分らしく暮らしていくために

在宅療養や認知症に関して、日常的・専門的な相談支援を行います。

- 在宅療養について相談したい
- 認知症に関して相談したい など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

暮らしやすい地域づくりのために

さまざまな機関と連携・協力し、高齢者のみなさまを支える地域づくりを進めます。

ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域から孤立することがないように

ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、必要な支援につなげます。

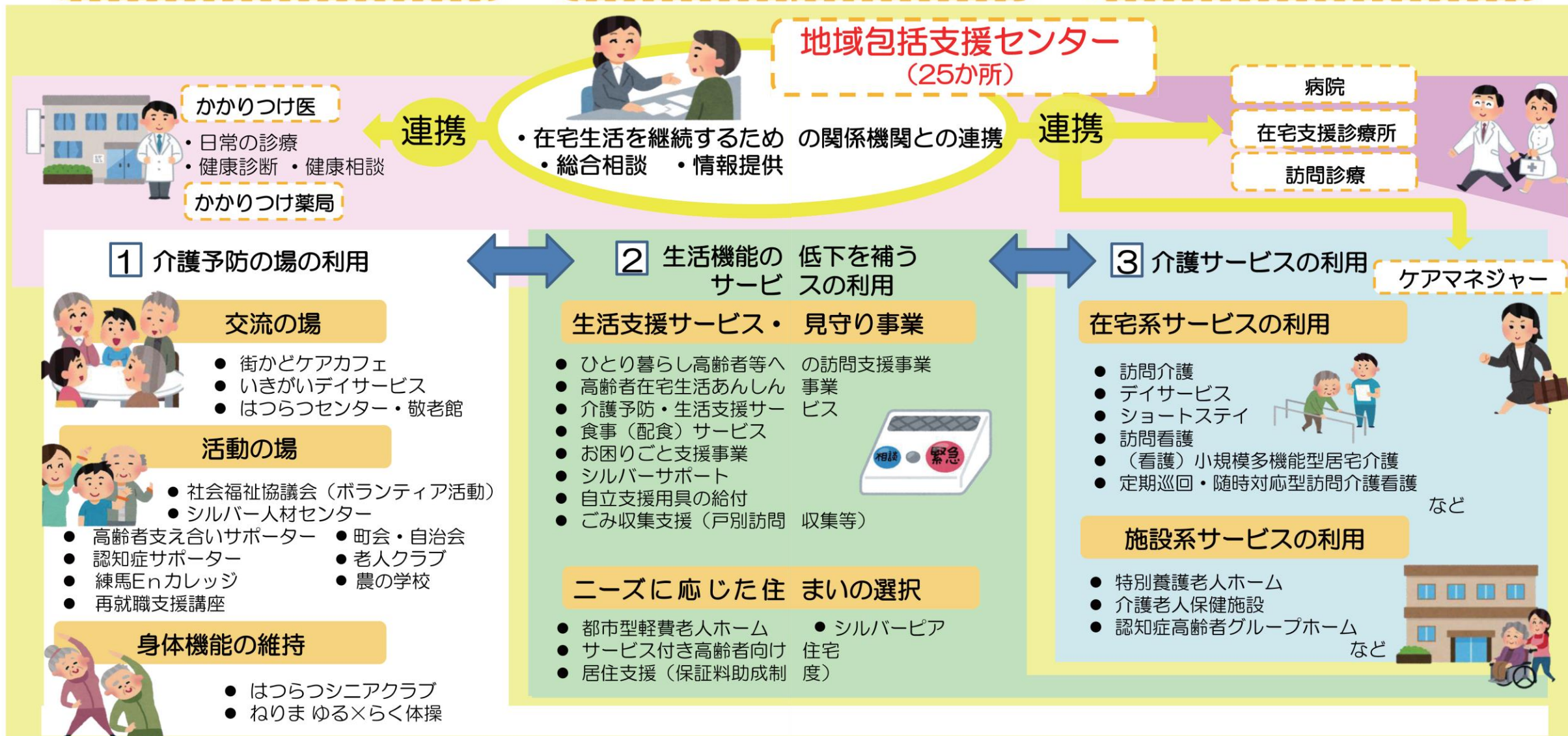
練馬区の地域包括ケアシステム ～元気な状態から要介護状態までのサービスの流れ～

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される体制」を確立することが必要です。この体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

練馬区は、区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との連携・協力を進め、元気な高齢者から重度の要介護高齢者に至る各段階に応じて、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制を構築していきます。

・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される体制」を確立

元気な高齢者から重度の要介護高齢者に至る各段階に応じて、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制を構築していきます。



2 高齢者を支える地域包括支援 センターのネットワークづくり

圏域ごとに取り組まれている 医療・介護連携ネットワークづくり

○地域包括支援センター主催

1 全てのセンターで実施する取組：**地域ケアセンター会議**

- ・認知症の方が暮らしやすい地域づくりやひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域課題の解決に向けて、地域で暮らす・働く・活動する関係者で話し合う場
- ・主な参加者は、医療従事者、介護事業者、民生委員、町会・自治会、NPO団体、警察など

2 練馬・光が丘・石神井・大泉の圏域ごとに行う取組：

(大泉圏域) 地域包括支援センターと医療機関との情報交換会など

- ・各センターの医療・介護連携推進員が中心となって、身近な地域における医療・介護連携を推進するために実施する取組。練馬圏域医療連携連絡会など
- ・主な参加者は、医療従事者、介護事業者など

3 センターごとの独自の取組：**夜カフェ**

- ・街かどケアカフェを併設する高野台地域包括支援センターが、近隣の医療・介護従事者と連携し実施している取組
- ・主な参加者は、医療従事者、介護事業者など

○地域の医療機関や介護事業者などによる取組（地域包括支援センターも参加）

- ・こもれび+（地域団体主催：練馬圏域）
- ・光が丘事例検討会（訪看主催：光が丘圏域）
- ・つながる輪の会（地域団体主催：石神井圏域）
- ・おたがいさまの会（地域団体主催：石神井圏域）
- その他（病院・診療所等医療機関主催 多数）

例1 大泉圏域 地域包括支援センターと医療機関との情報交換会

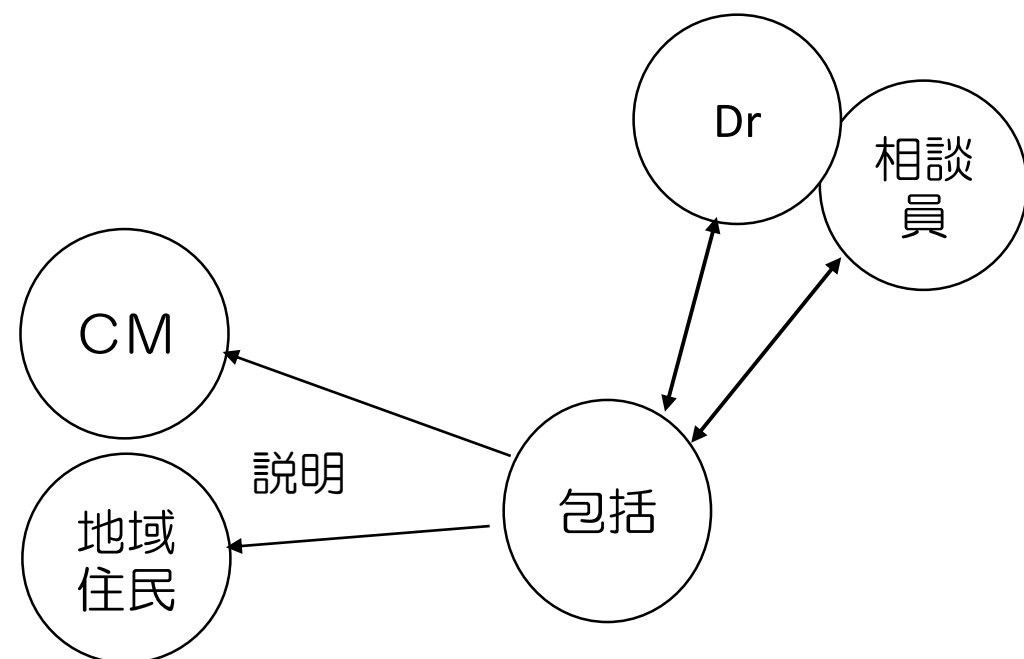
構成メンバー：圏域の病院および有床診療所（相談員、医師等）、
地域包括支援センター保健師等

目的：①医療機関の機能と特性、地域での役割を知る

②顔の見える関係づくりと連携の強化

⇒ケアマネジャーや地域住民に圏域の病院および有床診療所
の特徴についてより具体的に紹介が出来るようになる

内容：説明会形式の勉強会。医療機関の機能・役割等について医師
等から説明を受ける。

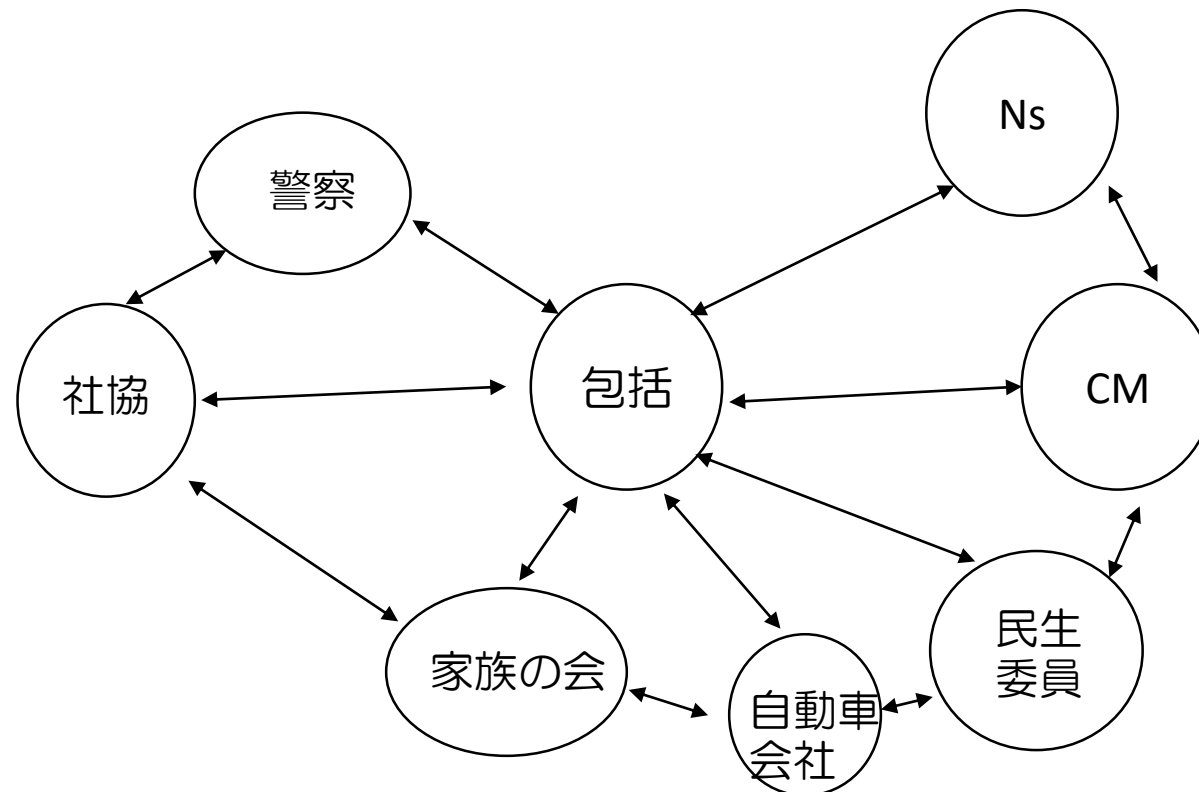


例2 地域ケアセンター会議

構成メンバー：認知症専門病院、警察、ケアマネジャー、民生委員、
認知症介護家族会、社会福祉協議会、自動車会社

目的：個別ケースの支援策の検討から、地域の課題を抽出し、地域
全体の課題としてとらえ、地域づくりに活用する

内容：認知症の人の在宅ケア支援
高齢者の自動車運転について地域で考える

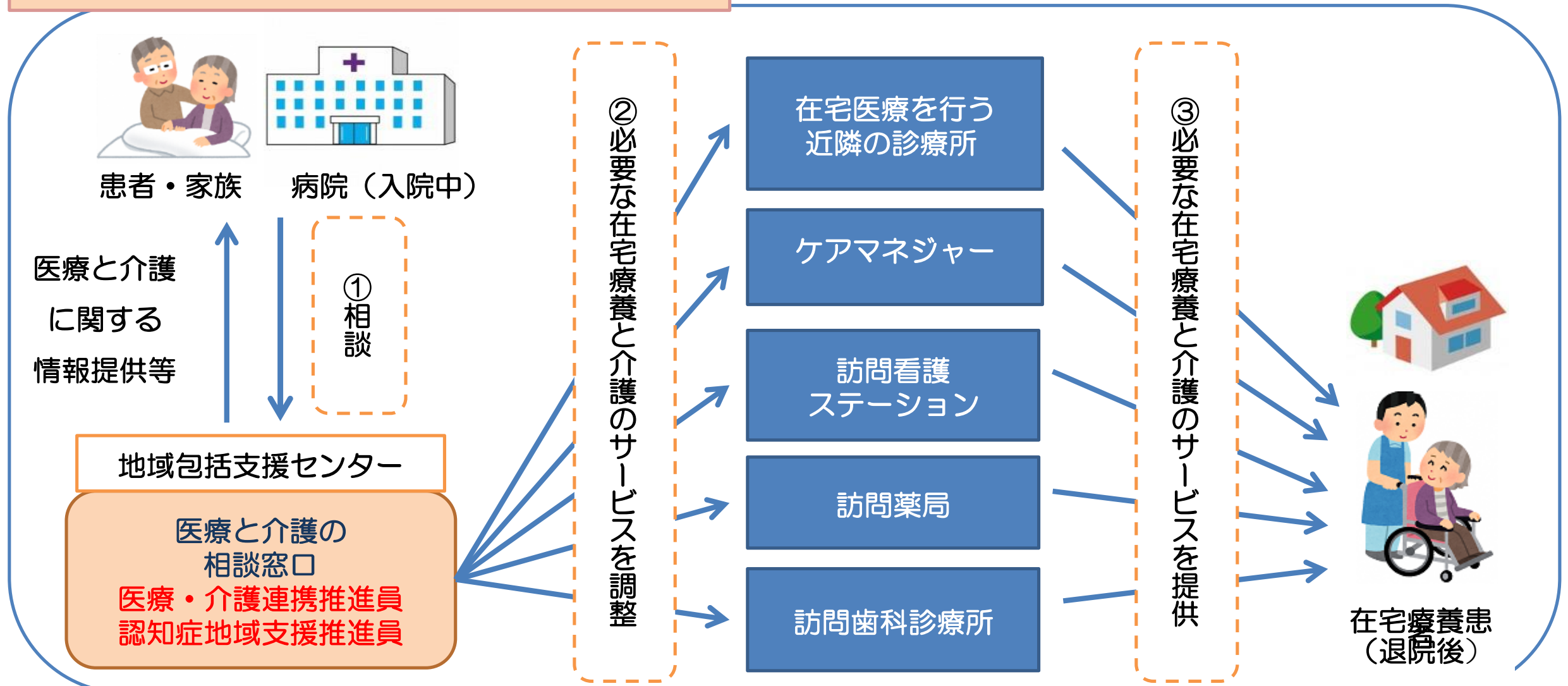


3 医療と介護の相談窓口の現状

医療と介護の相談窓口

- 地域包括支援センター25か所に増設
- 医療・介護連携推進員と認知症地域支援推進員を全ての窓口配置し、高齢者の身近な地域で専門的な相談に対応
- 医療・介護連携推進員は、患者、家族、医療機関からの相談に応じ、退院時等に在宅療養を支える医療と介護サービスをコーディネートする支援を実施
- 認知症地域支援推進員は、認知症専門医や認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等と連携を図り、認知症の人の容態に応じた支援や家族への支援を実施

医療・介護の連携支援が開始するまでの流れ



医療と介護の相談窓口実績

- 平成30年度（4月～7月）実績 地域包括支援センター25か所

医療・介護相談件数 計 3,967件

（内訳）

相談者	計	相談内容	計	調整先	計
本人・家族・親族	1,950件	受診・入院	1,156件	かかりつけ医	302件
ケアマネジャー	453件	退院（カンファレンス）	1,097 （171）件	医療機関（新規）※	177件
病院	999件	在宅療養に必要なサービス	1,191件	ケアマネジャー	651件
診療所	193件	その他	449件	介護サービス	382件
介護サービス事業者	141件			その他（行政機関等）	628件
その他	304件				

※かかりつけ医が対応困難な場合、または、かかりつけ医がない場合は、新規で医療機関を紹介

医療機関を紹介する時の情報

- 練馬区内医療機関名簿（練馬区保健所生活衛生課発行）
- 練馬区医師会ホームページ
- 練馬区医師会医療連携センターに相談
- つつじ歯科、歯科医師会に相談
- 薬剤師会、近隣薬局に相談
- 訪問薬剤管理指導業務実施薬局リスト
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
- 東京消防庁救急相談センター「#7119」

●事例1 本人・家族からの在宅療養相談

相談者 : 入院患者の妻

相談対象者 : 肺癌末期で入院中の80歳男性
余命1ヶ月

妻と娘・孫の5人の生活

相談内容 : 「夫が余命一か月と診断されたため、
最期は自宅に帰してあげたい」



病院カンファレンス

(参加スタッフ)

- ・在宅療養支援診療所
- ・看護師
- ・地域包括支援センター



退院に向け、在宅療養での課題の整理と体制調整

- ・訪問看護
- ・ケアマネジャー依頼
- ・介護用ベッド

相談



結果...

退院後2週間をご家族と過ごすことが出来ました。

●事例2： 病院からの退院連携相談

相談者：病院相談員

相談対象者：56歳男性

ALS

独居



相談内容：「在宅療養の体制を整えてほしい」
「難病申請書の提出支援をしてほしい」

対応：①退院前カンファレンスに参加

②地域包括支援センターが配食・介護保険の申請の支援

③難病申請は別居の妹

- ・訪問診療
- ・訪問看護
(NS・PT)



事例2（経過）

H29年10月

- 難病治療の為に入院であった。難病申請の手続き勧めているがまだできていない。ご家族に確認。ご家族が行えるとのことで早期の申請を促す。
- 退院当初はまだ自分で歩行可であり、配食の手配のみを行う。
- 退院後から訪問診療、訪問看護、訪問リハビリが入る。
- 11月末から自宅で難病治療の点滴を開始。治療中は土・日を除き毎日訪問看護師が訪問。更衣・清拭なども行う。
- 同時に食事が上手に食べられない状態となり、ケアマネジャーを手配する。その後、訪問介護の利用となる。
- 呑み込みが悪くなり、動きも少なくなった。

H30年5月

- 胃瘻増設の為に入院。
- 重度訪問介護の相談を始める。
- わずかな足の動きでナースコールが押せる状態となる。
- 人工呼吸器はつけない、大好きな猫が居るので出来るだけ長く在宅生活を希望。
- 退院後は胃瘻への注入を1日2回看護師が実施。重度訪問介護の利用が出来るまでの予定であった。
- 訪問介護を定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用。1日4回と必要時に訪問。
- 在宅で2ヶ月近く過ごされた。

4 地域包括支援センターの その他の役割

ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

- ◆ 練馬区の高齢者人口15万7千人の内、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯は、高齢者人口の約7割を占める。
 - ◆ 複数世帯に比べて、ひとり暮らし高齢者の要介護認定率は、31.2%と2倍以上高い傾向にある。また、高齢者のみ世帯は老老介護など地域から孤立しているおそれがある。
- ➔ 平成30年4月から、区内25か所の地域包括支援センターの訪問支援員が、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の自宅を訪問し、必要な支援につなげる
- 「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」**を実施

訪問支援員による支援

◆社会福祉士などが訪問支援

地域包括支援センターの訪問支援員（社会福祉士等の福祉・介護の専門職）が、地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の自宅を訪問。

専門職の視点で、高齢者の生活実態や心身の状態を把握し、一人ひとりに合った支援につなげる。

◆地域の事業者等と連携した見守り

民生委員や町会・自治会等、地域の関係者や、区と見守り協定を締結するコンビニエンスストアなどの事業者と連携し、地域において高齢者を見守る。



支援につなげる

支援の内容

◆元気な高齢者

これからも元気で地域で暮らせるよう、「街かどケアカフェ」をはじめとする地域の介護予防事業を案内

◆支援が必要な方

介護保険サービスや区の福祉サービス事業をご案内し、サービスの利用を支援

◆見守りが必要な方

ひとり暮らしで不安という方や認知症の方など、日常的な見守りが必要な方に対しては、区民ボランティア、民生委員、町会・自治会等と連携をとり、高齢者を見守る。

訪問支援事業実績

平成30年度（4月～7月）実績

地域包括支援センター 25か所

方法	計（延べ）
戸別訪問（対象者約2万人に対する全戸訪問）	11,999件

つなげた支援の種類	計
区民ボランティア等による定期的な見守り	25件
介護保険の申請	198件
福祉サービスその他	513件



【その他の主な連携先】

福祉事務所、保健相談所、介護サービス事業者、医療機関、見守りボランティア、民生委員、警察、消防、社会福祉協議会

【その他の支援】

- 街かどケアカフェ等、地域の介護予防活動への参加勧奨
- 熱中症の注意喚起

練馬区高齢者見守りネットワーク事業協定

認知症高齢者等、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で活動する団体や地域の事業者と協定を締結し、緊急時の通報体制を構築することにより、高齢者の見守り体制を構築する

- 協定締結団体の対応・・・業務の中で高齢者の異変（明らかに通常と異なる様子）を察知したとき、地域包括支援センターに通報する
- 区の対応・・・通報に基づき、迅速かつ的確に対応する。

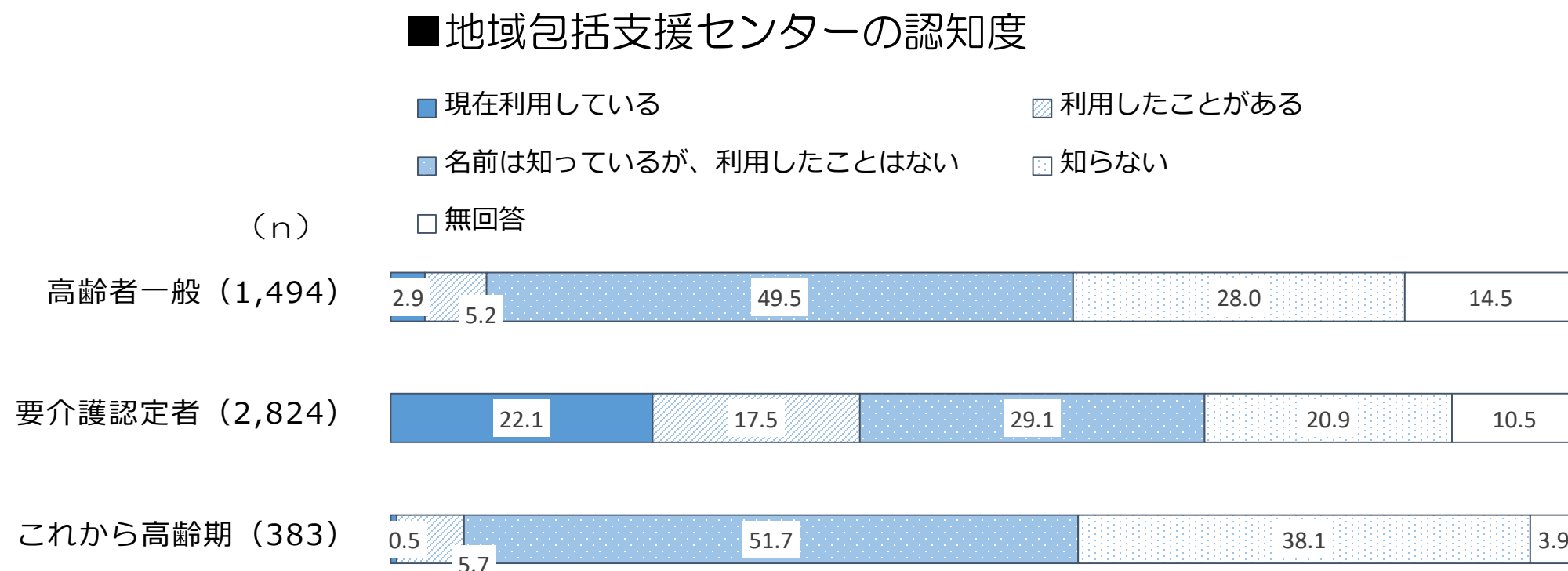
協定団体（平成30年6月現在）

1	町会・自治会	13	練馬区新聞販売同業組合	25	武蔵野フーズ
2	老人クラブ連合会	14	東京都住宅供給公社	26	布亀
3	商店街連合会	15	介護サービス事業者連絡協議会	27	巣鴨信用金庫
4	ゆうちょ銀行	16	郵便局	28	ベネッセパレット
5	東京電力	17	ワタミ	29	ダスキン
6	東京ガス	18	シニアライフクリエイト	30	生活協同組合パルシステム
7	東京都水道局	19	まごころ弁当	31	生活協同組合コープみらい
8	明治安田生命	20	やすらぎミラージュ	32	東都生活協同組合
9	ヤマト運輸	21	アースサポート	33	セブンイレブン
10	佐川急便	22	高野台デイサービス	34	イトーヨーカ堂
11	赤帽	23	COCOROCORPORATION	35	ファミリーマート
12	東京都生活協同組合	24	ニコニコキッチン		

5 地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センター認知度

○「現在利用している」「利用したことがある」「名前は知っているが、利用したことはない」を合わせた“知っている”は、高齢者一般で57.6%、要介護認定者で68.7%、これから高齢期で57.9%と、いずれの層でも過半数を超えている。



練馬区高齢者基礎調査報告書（平成29年3月）より

地域包括支援センターの周知活動

《区の実組み》

- はつらつセンター・敬老館など高齢者施設にて広報活動
- 地区区民館、地域集会所、図書館など区立施設にてパンフレット配布
- 病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸施術院などにてパンフレット配布
- 郵便局、信用金庫などにてパンフレット配布
- 区事業、高齢者対象イベントなどにて周知

《地域包括支援センターの実組み》

- 民協（民生委員の集まり）で福祉事務所の方と一緒に年1回挨拶
- 町会の総会・老人会の集まり時に説明
- 町会の行事や商店会のお祭りに参加をして広報活動
- 敬老館等のイベントに参加をして広報活動
- 在宅療養講演会に講師として参加して広報活動

などなど

6 本日の意見交換

議論①

地域包括支援センターそのものの更なる周知が必要ではないか。

議論②

地域包括支援センターが地域のコーディネーター機能をさらに発揮するために、どのような環境を整える必要があるか。